

# **川上村高齢者福祉計画及び 第5期介護保険事業計画**

平成24年3月

川 上 村

# ●目 次●

## 第1章 計画の考え方

|   |                            |   |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 計画の背景と目的                   | 1 |
| 2 | 計画の性格と位置づけ                 | 2 |
|   | (1) 計画の位置づけ                | 2 |
|   | (2) 計画の性格                  | 2 |
| 3 | 計画の策定体制                    | 3 |
|   | (1) 高齢者等の現状を把握するための実態調査の実施 | 3 |
|   | (2) 川上村介護保険運営協議会の設置・開催     | 3 |
| 4 | 計画の期間                      | 3 |

## 第2章 高齢者等の現状と将来の状況

|   |                            |    |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 人口構造                       | 4  |
|   | (1) 人口                     | 4  |
|   | (2) 高齢化の状況                 | 5  |
| 2 | 介護保険被保険者の状況                | 7  |
|   | (1) 要支援・要介護認定者数            | 7  |
|   | (2) 居宅における要介護者の状況          | 8  |
|   | (3) 施設入所の要介護者              | 9  |
| 3 | 計画年度における推計値                | 10 |
|   | (1) 被保険者数の推計               | 10 |
|   | (2) 要介護（要支援）認定者数の推計        | 10 |
|   | (3) 介護保険被保険者数の推計及び保険料段階の設定 | 11 |

## 第3章 計画の基本的な考え方

|   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 基本理念                          | 12 |
| 2 | 基本目標                          | 13 |
|   | 基本目標 1 生涯現役で暮らすことができるむらづくり    | 13 |
|   | 基本目標 2 住み慣れた地域で安心して生活できるむらづくり | 13 |
|   | 基本目標 3 地域みんなで支え合い、ふれあうむらづくり   | 14 |
|   | 基本目標 4 安心して快適な暮らしやすいむらづくり     | 14 |
| 3 | 本計画における重点項目                   | 15 |

## 第4章 生涯現役で暮らすことができるむらづくり

|   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 高齢者の生きがいづくりを推進します     | 16 |
|   | (1) 老人クラブ活動の充実        | 16 |
|   | (2) 学習・スポーツ・趣味等の活動の充実 | 16 |
|   | (3) 高齢者の就労促進          | 17 |
| 2 | 生活支援サービスを充実します        | 18 |
|   | (1) 生活支援サービス          | 18 |
|   | (2) 閉じこもり予防           | 18 |
| 3 | 介護予防を充実します            | 19 |
|   | (1) 一次予防事業            | 19 |
|   | (2) 二次予防事業            | 19 |
|   | (3) 包括的支援事業           | 20 |
|   | (4) 任意事業              | 21 |

## 第5章 住みなれた地域で安心して生活できるむらづくり

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 1   | 地域包括ケアを充実します               | 22 |
| (1) | 地域包括支援センターの現状              | 23 |
| (2) | 地域包括支援センターの機能強化            | 23 |
| (3) | 地域のネットワークの構築とケアマネジメント力の向上  | 23 |
| 2   | サービス提供基盤の整備・充実             | 24 |
| (1) | 地域包括ケア推進のためのサービス提供基盤の整備・充実 | 24 |
| (2) | 地域包括ケアの推進体制                | 24 |
| 3   | 地域福祉の視点に立った高齢者ケアの推進        | 25 |
| (1) | 地域住民の参加・参画による地域福祉の推進       | 25 |
| (2) | 地域住民の福祉活動への支援              | 25 |
| (3) | 高齢者が安心して暮らせるネットワークづくりの推進   | 25 |
| 4   | 地域の医療との連携強化                | 26 |
| (1) | 医療と介護の連携強化                 | 26 |
| (2) | 在宅医療の充実                    | 26 |
| 5   | 認知症高齢者への支援の充実              | 27 |
| (1) | 相談支援体制の充実                  | 27 |
| (2) | 認知症高齢者等の権利擁護の推進            | 27 |
| 6   | 家族介護者に対する支援                | 27 |

## 第6章 介護保険事業の充実

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| 1   | 地域密着型サービスの提供基盤の整備・充実     | 28 |
| 2   | 居宅サービス・施設サービスの提供基盤の充実    | 28 |
| 3   | 介護保険サービス等の見込み            | 29 |
| (1) | 居宅サービス                   | 30 |
| (2) | 地域密着型サービス                | 36 |
| (3) | 施設サービス                   | 37 |
| 4   | 介護保険料の算定                 | 38 |
| (1) | 介護保険サービス事業量の見込み          | 38 |
| (2) | 介護保険料の算定                 | 43 |
| 5   | サービスの質の向上                | 44 |
| (1) | 介護給付の適正化                 | 44 |
| (2) | 低所得者への支援                 | 45 |
| (3) | ケアマネジャーの育成、資質の向上に対する支援   | 45 |
| (4) | サービス事業者への指導・助言及び新規参入への支援 | 45 |

## 第7章 計画の推進に向けて

|     |                |    |
|-----|----------------|----|
| 1   | 計画に関する啓発・広報の推進 | 46 |
| 2   | 計画推進体制の整備      | 46 |
| (1) | 連携及び組織の強化      | 46 |
| (2) | 保健・医療・福祉等の連携   | 47 |
| (3) | 県及び近隣市町村との連携   | 47 |
| 3   | 進捗状況の把握と評価の実施  | 47 |

## 資料編

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 川上村介護保険条例               | 48 |
| 川上村介護保険料減免実施要綱          | 55 |
| 川上村介護保険運営協議会規則          | 59 |
| 川上村地域包括支援センター設置及び事業実施要綱 | 60 |

# 第1章 計画の考え方

## 1 計画の背景と目的

我が国は、世界に類のない速さで高齢化が進み、平成19年には高齢化率※<sup>1</sup>が21%を超え、超高齢社会※<sup>2</sup>に突入しています。

平成22年9月末現在、本村の全人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は50.5%で、全国平均の23.1%に比べ大きく上回っています。また、高齢化の進展などを背景に、寝たきりや認知症など介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者等の世帯が増加しています。

今後、団塊の世代が高齢期に入り、高齢化のピークを迎える時期がくることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされ、その実現に向け、国は平成23年6月に介護保険法の一部改正を行ったところです。

本村では、平成21年3月に「川上村高齢者福祉計画及び第4期保健事業計画」（以下、「前期計画」という。）を策定し、健康づくりや介護予防、生きがい対策をはじめ、介護が必要な状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で生活が継続できるよう介護保険事業の円滑な運営や認知症対策に取り組んできました。また、地域包括支援センターの設置や、地域で支え合う体制の整備など、高齢者の保健福祉施策を総合的・計画的に推進してきました。

前期計画での取組を見直し、高齢社会の諸問題に対応できるよう、今後3年間の高齢者保健・福祉・介護施策の方向性を明らかにするとともに、これに向かって地域の各種関係団体・組織、事業者と行政が協働し、事業を円滑に実施していくための指針を示すものとして、「川上村高齢者福祉計画及び第5期保健事業計画（平成24～26年度）」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

※1 高齢化率：総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合。

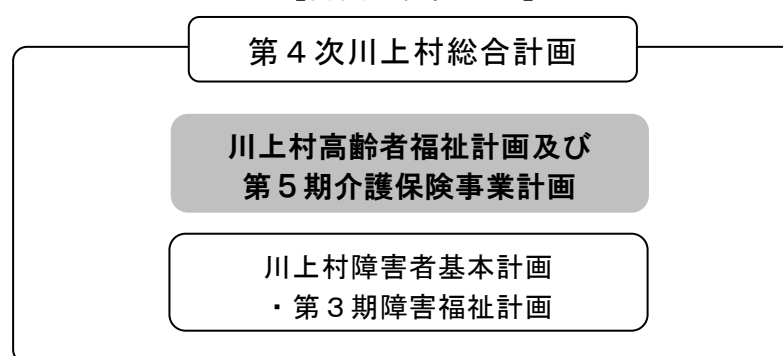
※2 超高齢社会：一般的には、高齢化率が21%を超えた社会のこと。

## 2 計画の位置づけ及び性格

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、本村のむらづくりの上位計画である「第4次川上村総合計画」の部門別計画として、高齢者の総合的な保健・福祉・介護の施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものとします。また、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年を見据え、高齢者福祉計画及び第4期保健事業計画（平成21～23年度）策定時に定めた平成26年度の目標達成のための計画とします。

#### 【計画の位置づけ】



### (2) 計画の性格

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的にまとめた計画であり、高齢者福祉計画は、老人福祉法（第20条の8）、介護保険事業計画は、介護保険法（第116条）に規定する基本指針に即し、同法（第117条）に基づき策定します。

また、介護保険法には、「介護保険事業計画は、老人福祉計画と一体のものとして策定されなければならない」とされ、また、「社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画その他の法律の規定による計画と調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。

したがって、本計画は、前期計画の理念や考え方を引き継ぎ、高齢者を対象とした保健・福祉施策及び介護保険事業を包含した計画として、その他関連計画との整合性を図り作成しました。

### 3 計画の策定体制

計画の策定にあたり、以下に掲げる方法等により、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、高齢者等村民の参画を求め、幅広い意見の聴取と、施策に対する広報・啓発に努めました。

#### (1) 高齢者等の現状を把握するための実態調査の実施

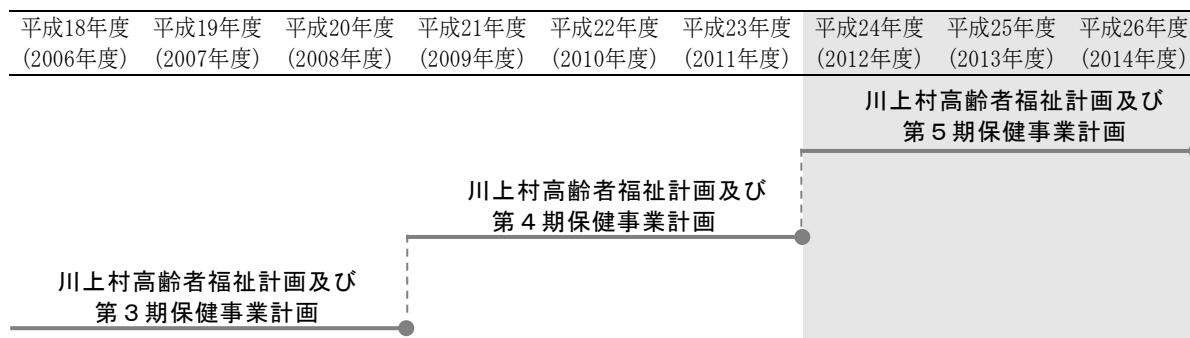
高齢者の健康や介護の状況、保健・福祉サービスの利用意向等を把握するため、平成23年（2011年）2月に、「川上村日常生活圏域高齢者ニーズ調査」を実施しました。また、村内で介護保険サービスを提供している事業者に対する「介護サービス事業者調査」を実施し、それぞれ計画策定の基礎資料としました。

#### (2) 川上村介護保険事業計画策定委員会の開催

本計画策定にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表等の参画を求め、「川上村介護保険事業計画策定委員会」を開催し、幅広い意見の反映に努めてきました。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から26年度までの3年間とし、平成26年度に計画の見直しを行います。



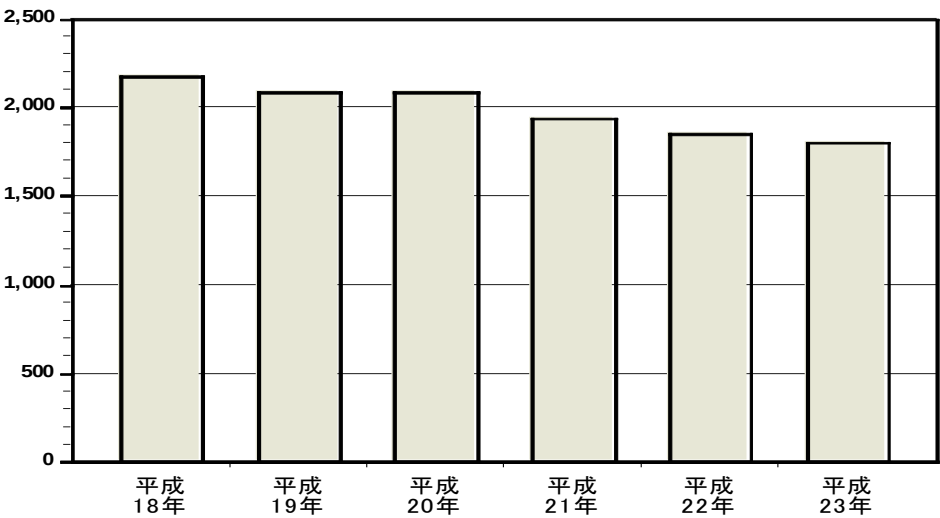
# 第2章 高齢者等の現状と将来の状況

## 1 人口構造

### (1) 人口

本村の人口は、減少傾向にあり、平成23年で1,805人となっています。

【人口の推移】



|    | 平成18年<br>(2006年) | 平成19年<br>(2007年) | 平成20年<br>(2008年) | 平成21年<br>(2009年) | 平成22年<br>(2010年) | 平成23年<br>(2011年) |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 人口 | 2,172人           | 2,082人           | 2,082人           | 1,935人           | 1,847人           | 1,805人           |

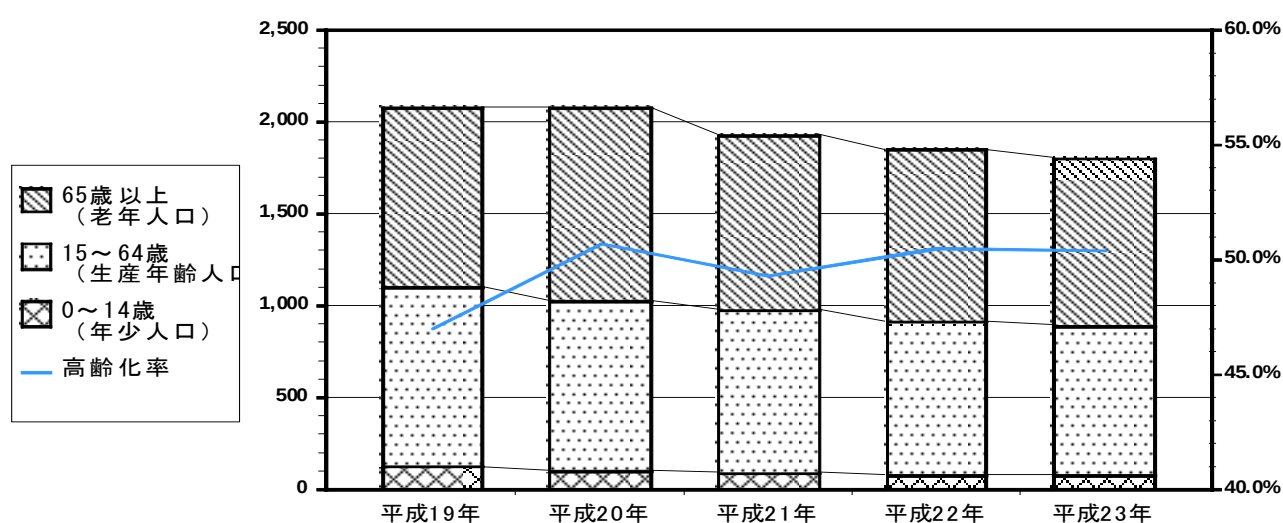
資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年10月1日現在）

## （２）高齢化の状況

### ①年齢３区分人口の推移

人口の推移を年齢３区分別にみると、平成23年は平成19年に比べ、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）の割合は減少傾向にあり、それぞれ1.6ポイント、1.8ポイント減となっています。一方、65歳以上（高齢者人口）の割合は増加傾向にあり、平成23年は24.1%で、高齢者数は、平成19年に比べ、3.4ポイント増となっています。

【年齢３区分別人口と高齢化率の推移】



| 項 目                 | 平成19年<br>(2007年) | 平成20年<br>(2008年) | 平成21年<br>(2009年) | 平成22年<br>(2010年) | 平成23年<br>(2011年) |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 人 口                 | 2,082人<br>100.0% | 2,082人<br>100.0% | 1,935人<br>100.0% | 1,847人<br>100.0% | 1,805人<br>100.0% |
| 0～14 歳<br>(年少人口)    | 125人<br>6.0%     | 103人<br>4.9%     | 95人<br>4.9%      | 80人<br>4.3%      | 79人<br>4.4%      |
| 15～64 歳<br>(生産年齢人口) | 978人<br>47.0%    | 924人<br>44.4%    | 886人<br>45.8%    | 834人<br>45.2%    | 816人<br>45.2%    |
| 65 歳以上<br>(高齢者人口)   | 979人<br>47.0%    | 1,055人<br>50.7%  | 954人<br>49.3%    | 933人<br>50.5%    | 910人<br>50.4%    |

資料：平成19～23年：住民基本台帳及び外国人登録（10月1日現在）

## ②40歳以上人口（介護保険被保険者数）の推移

40歳以上の人口は年々増加しており、平成23年における40歳以上の占める割合は81.7%となっています。

40歳以上の内訳をみると、平成23年では40～64歳が31.3%、65～74歳が17.7%、75歳以上が32.7%となっています。平成19年と比較すると、75歳以上の伸び率が1.04倍となっています。

【40歳以上の人口構成の推移】

| 項目      | 平成19年<br>(2007年) | 平成20年<br>(2008年) | 平成21年<br>(2009年) | 平成22年<br>(2010年) | 平成23年<br>(2011年) |
|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 人 口     | 2,082人           | 2,082人           | 1,935人           | 1,847人           | 1,805人           |
| 40歳未満人口 | 475人             | 411人             | 388人             | 344人             | 330人             |
| 40歳以上人口 | 1,607人           | 1,671人           | 1,547人           | 1,503人           | 1,475人           |
| 40～64 歳 | 628人             | 616人             | 593人             | 570人             | 565人             |
| 65～74 歳 | 410人             | 373人             | 360人             | 342人             | 319人             |
| 75 歳 以上 | 569人             | 682人             | 594人             | 591人             | 591人             |

資料：平成19～23年：住民基本台帳及び外国人登録（10月1日現在）

## 2 介護保険被保険者の状況

### (1) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は年々増加傾向にあり、平成23年度で159人となっており、要介護（要支援）認定率は17.5%となっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

| 項目    | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------|--------|--------|
| 高齢者人口 | 933人   | 910人   |
| 要支援 1 | 22 人   | 20 人   |
| 要支援 2 | 22 人   | 21 人   |
| 小計    | 44 人   | 41 人   |
| 認定率   | 4.7%   | 4.5%   |
| 要介護 1 | 31 人   | 38 人   |
| 要介護 2 | 28 人   | 24 人   |
| 要介護 3 | 26 人   | 19 人   |
| 要介護 4 | 19 人   | 16 人   |
| 要介護 5 | 17 人   | 17 人   |
| 小計    | 121 人  | 118 人  |
| 認定率   | 13.0%  | 13.0%  |
| 合計    | 165 人  | 159 人  |
| 認定率   | 17.7%  | 17.5%  |

資料：住民福祉課（平成22年は3月、平成23年は7月月報）

## (2) 居宅における要介護者の状況

### ① 居宅サービス等受給者数

平成23年度の1か月あたりの居宅サービスの受給者数は90人で、各年度とも要介護2における受給率が最も高くなっています。

【居宅サービス等受給者数の推移（要支援・要介護度別、1か月あたりの平均）】

| 年度     | 合計    | 要支援1  | 要支援2  | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成22年度 | 81人   | 10人   | 11人   | 20人   | 19人   | 12人   | 6人    | 3人    |
|        | 49.1% | 45.5% | 50.0% | 64.5% | 67.9% | 46.2% | 31.6% | 17.6% |
| 平成23年度 | 90人   | 8人    | 15人   | 27人   | 21人   | 9人    | 5人    | 5人    |
|        | 56.6% | 40.0% | 71.4% | 71.1% | 87.5% | 47.4% | 31.3% | 29.4% |

※ 下段は要支援・要介護認定者数に対する受給率

※ 平成22年度は年間1か月あたりの平均、平成23年度は10月までの1か月あたり平均

資料：住民福祉課

### (3) 施設入所の要介護者

平成22年度の1か月あたりの施設サービスの利用者数は37人で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用が最も多く19人となっています。

また、利用者のうち、要介護4・5の人が占める割合（重度化率）は54.1%で、介護療養型医療施設が最も高く、100%となっています。

【施設入所の要介護者数（要介護度別、1か月あたりの平均）】

| 平成 22 年度  | 合計    | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 | 重度化率   |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 施設サービス利用者 | 37人   | 1人    | 6人    | 10人   | 10人   | 10人   | 54.1%  |
|           | 31.4% | 2.6%  | 25.0% | 52.6% | 62.5% | 58.8% |        |
| 介護老人福祉施設  | 19人   | 0人    | 1人    | 7人    | 6人    | 5人    | 57.9%  |
|           | 16.1% | 0.0%  | 4.2%  | 36.8% | 37.5% | 29.4% |        |
| 介護老人保健施設  | 14人   | 1人    | 5人    | 3人    | 4人    | 1人    | 35.7%  |
|           | 11.9% | 2.6%  | 20.8% | 15.8% | 25.0% | 5.9%  |        |
| 介護療養型医療施設 | 4人    | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    | 4人    | 100.0% |
|           | 3.4%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 23.5% |        |

※下段は要介護認定者数に対する利用率

資料：住民福祉課

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）：身体上または精神上著しい障害があるため常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話をする施設。
- ・ 介護老人保健施設：病状が安定期にある要介護者に、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をし、在宅生活への復帰をめざす施設。
- ・ 介護療養型医療施設：病状が安定している長期療養患者で、医学的な管理が必要な要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療を行う施設。

### 3 計画年度における推計値

#### (1) 被保険者数の推計

介護保険事業における第5期計画年度（平成24年度～26年度）の第1号被保険者数（65歳以上）及び第2号被保険者数は以下の通りになり、第1号被保険者数は横ばい状態で、平成26年に914人、高齢化率（総人口に対する高齢者の占める割合）は55.4%を見込んでいます。

【総人口及び被保険者数の推計】

|                     | 平成24年          | 平成25年          | 平成26年          |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| 総人口                 | 1,761          | 1,690          | 1,649          |
| 第2号被保険者<br>(40～64歳) | 529<br>(30.0%) | 498<br>(29.5%) | 454<br>(27.5%) |
| 第1号被保険者<br>(65歳以上)  | 916<br>(52.0%) | 896<br>(53.0%) | 914<br>(55.4%) |
| 前期高齢者<br>(65～74歳)   | 313<br>(17.8%) | 318<br>(18.8%) | 337<br>(20.4%) |
| 後期高齢者<br>(75歳以上)    | 603<br>(34.2%) | 578<br>(34.2%) | 577<br>(35.0%) |

(単位：人)

資料：コーホート変化率法による推計

#### (2) 要介護（要支援）認定者数の推計

【要介護（要支援）認定者数の推計】

|              | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 要介護(要支援)認定者数 | 171   | 184   | 195   |
| 要支援1         | 22    | 24    | 26    |
| 要支援2         | 26    | 30    | 32    |
| 要介護1         | 46    | 51    | 52    |
| 要介護2         | 25    | 25    | 26    |
| 要介護3         | 16    | 19    | 22    |
| 要介護4         | 15    | 13    | 13    |
| 要介護5         | 21    | 22    | 24    |

(単位：人)

資料：国ワークシートによる推計

### (3) 介護保険被保険者数の推計及び保険料段階の設定

【介護保険被保険者数の推計及び保険料段階】

|           |                                                      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 保険料率 |
|-----------|------------------------------------------------------|----------|----------|----------|------|
| 第 1 号被保険者 | 第 1 段階<br>生活保護受給者及び、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が村民税非課税の方         | 10 人     | 10 人     | 10 人     | 0.50 |
|           | 第 2 段階<br>世帯全員が村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80円万以下の方 | 387 人    | 385 人    | 382 人    | 0.65 |
|           | 第 3 段階<br>世帯全員が村民税非課税で、第 2 段階に該当しない方                 | 203 人    | 201 人    | 200 人    | 0.75 |
|           | 第 4 段階<br>世帯の誰かに村民税が課税されているが本人は村民税非課税の方              | 211 人    | 210 人    | 209 人    | 1.00 |
|           | 第 5 段階<br>本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方              | 50 人     | 50 人     | 50 人     | 1.25 |
|           | 第 6 段階<br>本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方              | 59 人     | 59 人     | 59 人     | 1.50 |
|           | 合計                                                   | 920 人    | 915 人    | 910 人    |      |

※被保険者の推計にあたっては、住所地特例者等を加味しているため、住民基本台帳の人口と一致しません。

## 第3章 計画の基本理念と取組みの方向性

### 1 基本理念

本村では、住民だれもが長寿を喜び、世代や性を超えて協働と連帯の精神に支えられた地域社会の中で、高齢者が健やかに、一人ひとりが自立していきいきと地域で暮らすことができるむらづくりをめざし、高齢者福祉施策を推進してきました。

本計画においても、これまでの基本理念を引き継ぎ、保健・医療・福祉の連携はもとより、地域住民・事業者・行政それぞれが主体的に参画し、協働と連帯に基づくパートナーシップを構築しながら、その実現をめざしていきます。

#### — 豊かな長寿社会の実現 —

高齢者一人ひとりの生き方や個性が尊重され、人間としての尊厳が守られる社会の実現をめざします。

また、社会のあらゆる分野で高齢者に配慮した対応をこころがけ、誰もが住み慣れたむらで安心して暮らし続けられる地域社会の創造をめざします。

#### — 健康で生きがいのある生活の実現 —

高齢者一人ひとりの生き方を尊重し、いつまでも健康でいきいきと暮らし、自己実現ができる社会の実現をめざします。

たとえ介護や支援を必要とする状態になったとしても、在宅で自立した生活を維持し、自己実現が図れるよう、地域全体で要介護者を支援する社会をめざします。

#### — お互いに思いやり、助け合う社会の実現 —

すべての住民がお互いに幸せを実感できる社会を実現します。

そのため、若い世代、高齢者世代、そして行政がお互いに支え合うネットワークを形成し、「ともに生きる社会」、「連帯する社会」をめざします。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を設定します。

### I 生涯現役で暮らすことができるむらづくり

---

高齢者がいつまでも生涯現役で暮らすことの基本の一つは健康であることです。

健康づくりや介護予防の取り組みは高齢者のみならず、村民一人ひとりの主体的な取り組みが何よりも重要であることから、村民主体の地域ぐるみ活動の活性化を促進します。

また、生活機能の低下にともない、要支援もしくは要介護状態になるリスクが高い高齢者（二次予防事業対象者）を早期に把握する一方で、リスクが高い高齢者に対しては、個々の状態に応じて、運動器の機能向上や栄養改善・口腔機能の向上などの二次予防事業を実施します。

### II 住み慣れた地域で安心して生活できるむらづくり

---

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、総合的な相談窓口である地域包括支援センターの機能向上に努めるとともに、保健・福祉・介護の関係機関と医療（医師会等）の連携を強化し、地域の各種団体や住民が連携して地域全体で高齢者を支える「地域包括ケア体制」の実現をめざし、安心と自立のためのサービスが受けられるむらづくりを推進します。

寝たきり、身体機能の低下などにより介護や介助を必要とする要介護認定者を対象として、その心身の状況やニーズに応じたサービスを迅速かつ適切に利用できるよう、介護保険制度の円滑な実施及び安定した供給体制の確保に努め、今後も充実した介護サービスを提供していきます。

あわせて、要介護状態になる前に生活機能の維持向上を図ることを目的として、村が実施する介護予防事業や介護保険による予防サービスの効果的な提供を図っていきます。

また、近年増加する認知症高齢者に対しては、認知症予防や早期発見・早期対応に向けた取組を進めるとともに、認知症に関する知識の普及・啓発を幅広く行うため、専門医療機関とかかりつけ医との連携や相談窓口の充実に努め、認知症高齢者とその家族への支援を充実します。

### Ⅲ 地域みんなで支え合い、ふれあうむらづくり

---

生涯を通してその人らしく暮らしていくことは誰もが望むことであり、介護が必要になった場合でも、自己決定が尊重されるとともに、個人の尊厳が守られた生活を送れる社会を構築していくことが重要です。

そこで「高齢者も子どもも障害のある人も、誰もが等しく家庭や住み慣れた地域でお互いに人間として尊重し合いながらともに生活できる社会こそがノーマルである」というノーマライゼーションの理念を地域社会で受け止め、世代を超えたふれあいや支え合いなど、すべての村民が長寿を喜び合えるような、ともに生きる豊かな福祉のむらづくりを推進します。

### Ⅳ 安全で快適な暮らしやすいむらづくり

---

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して住み続けることができるよう、気軽に出かけられる交通環境の整備や利用しやすい公共施設の整備、快適な居住環境の整備など高齢者にやさしいむらづくりを推進します。

また、高齢者が火災や犯罪、交通事故等の危険に遭うことのないような体制づくりを進めるとともに、災害時には安全に避難できるよう、防災・防犯にも配慮した安全で安心なむらづくりを推進します。

### 3 本計画における重点項目

#### (1) 高齢者の生きがいづくりと健康づくり

- ①高齢者のグループ活動・生涯学習等への支援
- ②健康診査の充実と健康管理におけるかかりつけ医との連携

#### (2) 多様で効果的な介護予防の推進

- ①効果的で持続的な介護予防事業の推進
- ②社会参加等による介護予防も含めた、多様な施策の推進

#### (3) 地域包括ケアの充実

- ①地域で支える認知症支援策の充実
- ②医療との連携強化
- ③多様なサービスを活用した日常生活への支援

## 第4章 生涯現役で暮らすことができるむらづくり

はつらつとした高齢期を過ごすためには、村民の生涯を通じた健康づくりが大切です。「自らの健康は自らがづくり守っていく」という意識の醸成に向け、医師会等と協力し、健康保持・増進のための支援を行っていく必要があります。

高齢者はこれからも増加すると見込まれますが、スポーツやレクリエーション活動、就労などに意欲的な人も少なくありません。また、団塊の世代が今後、順次高齢者となり、新しい価値観で地域づくりを担うことが期待されます。このため、地域活動を支える人材として高齢者が活躍できるよう支援することで、積極的な社会参加を促すことが必要です。

このような課題を踏まえ、今後は、次の方向性に沿って関連施策を展開します。

### 1 高齢者の生きがいを推進します

生きがいを持つことは、介護予防・健康づくりに大きな効果をもたらします。特に、健康な高齢者は、さまざまな社会活動への参加や福祉サービスの担い手としても期待されているところです。

そのため、豊富な知識と経験を持った高齢者の力を活用するため、幅広い社会活動への参加促進と環境づくりに取り組みます。

#### （１）老人クラブ活動の充実

老人クラブは高齢者による住民組織として重要な存在であり、高齢化が進行するなか、健康づくりやボランティア活動等の活発な活動の展開が期待されています。

今後も、現在行っている支援はもとより、健康で生きがいをづくりのための社会活動に参加していくような老人クラブの育成を図ります。

また、高齢者の健康保持と生きがいをづくりを進めるとともに、相互の親睦を深めるために趣味を活かした各種活動の充実を関係機関と相談を交え推進します。

#### （２）学習・スポーツ・趣味等の活動の充実

高齢者が新たな教養を身に付け、充実した生活をみつけていくことは高齢者の生きがいをづくりにつながります。豊かで充実した高齢期を送るために、生活の楽しみや生きがいを求める学習への意欲が高まっています。

今後は、高齢者の積極的な生涯学習やスポーツの振興を図るため、活動拠点

や活動内容の充実を図ります。

### **（３）高齢者の就労促進**

現在も少子高齢化が着実に進行し、将来的には、若年労働力の不足が懸念されています。

平成 21 年に設立したシルバー人材センターでは、高齢者の生きがいや健康づくり、高齢者の知識・技能・経験等を生かし、同時に働くことを通じて生きがいを持てる社会の創造のために設立しました。今後は、就労機会の増大や雇用の拡大等を図り、高齢者の就労の促進に取り組めます。

## 2 生活支援サービスを充実します

少子高齢化の進展とともに一人暮らしの高齢者や、高齢者夫婦のみの世帯数は今後さらに増えていくものと思われます。

そうした高齢者は自宅に閉じこもりがちになることが多く、社会的活動が少なくなることによって要介護状態になることがありますことから、住民が互いに支え合う地域づくりを推進する必要があります。

本村で、高齢者の自立した生活を支援するため実施している事業は、以下のとおりです。

### (1) 生活支援サービス

介護を必要としない元気な高齢者や要支援・要介護の状態にある高齢者が、これからも住み慣れた地域で暮らしていくためには、高齢者が必要とするサービスを幅広く実施していく必要があります。

今後は介護予防の視点を踏まえながら、すべての高齢者の在宅生活を支援するため、関係団体・機関等と連携し、訪問理美容サービス等の各種サービスの充実に努めます。

#### 1) 訪問理美容サービスの実施

65 歳以上の高齢者の方で一般の理美容サービスを受けることが困難な方に、自宅で理美容サービスを受けることができる利用券を発行します。

今後も高齢者が心身の清潔を保ち、衛生的な在宅生活が維持できるよう、協力理髪店・美容院の数を増やすなどの各種関係機関と連携を図り、サービスを必要とする人への利用を促進します。

### (2) 閉じこもり予防

日常生活上、閉じこもりがちで外部との接触を持たない傾向の強い高齢者に対してサービスを提供します。

### 3 介護予防を充実します

高齢になっても定期的に体を動かし、心身の機能低下を予防することや自らが進んで地域社会活動に参加することで、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができます。広報紙やホームページの活用のほか、地域包括支援センターを中心として、その必要性について村民への周知・啓発に努めるとともに地域支援事業、予防給付サービスなどの総合的な介護予防事業を推進します。

#### (1) 一次予防事業

##### 1) 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレットを作成・配布し、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防手帳の配布等を実施します。

##### 2) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業を実施します。

#### (2) 二次予防事業

##### 1) 二次予防事業対象者把握事業

健康診査や訪問指導等の事業の強化・再編により生活機能に関する状態の把握や、かかりつけ医等との連携を行い、二次予防事業対象者把握のための事業を実施します。

##### 2) 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者に対し、介護予防を目的として、「運動機能の向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等に効果が認められる事業を通所により実施します。

本村においては、転倒骨折の防止及び加齢にともなう運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施する運動機能向上教室を行います。

### 3) 訪問型介護予防事業

閉じこもり、認知症、うつのおそれがあるなど、通所による介護予防事業への参加が困難な二次予防事業対象者を対象に、保健師等が自宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施します。

### 4) 二次予防事業評価事業

介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値に照らした達成状況の検証を通じ、二次予防事業の事業評価を実施します。

## (3) 包括的支援事業

### 1) 介護予防ケアマネジメント事業

#### ①介護予防ケアマネジメント（二次予防対象者等）

二次予防事業において把握された対象者に対し、スクリーニングにより介護予防事業の実施の必要性が認められた場合、対象者の心身の状態等を評価の上、介護予防ケアプランを作成します。

#### ②指定介護予防支援（要支援認定者）

要支援の認定を受けたものに対して、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としたケアプランを作成します。また、達成状況を評価し、必要に応じてケアプランを見直します。

### 2) 総合相談支援事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の様々な関係者とのネットワークの構築をはじめ、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供などの初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援などの各業務を実施していきます

また、認知症等の実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には成年後見制度をはじめ施設措置や虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等の権利擁護に関する業務を実施していきます。

### 3) 包括的・継続的マネジメント

主治医、ケアマネジャーなどの多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するために、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築や地域におけるケアマネジャーのネットワーク体制の構築等の業務を行っていきます。

また、地域のケアマネジャーに対する相談窓口を設置し、技術指導をはじめとする日常的個別指導及び相談業務を実施するとともに、支援困難事例への指導・助言業務を行う事業等も実施していきます。

## (4) 任意事業

### 1) 介護給付等費用適正化事業

真に必要な介護サービス以外のサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。

### 2) 家族介護支援事業

#### ① 家族介護継続支援事業

介護家族の健康管理やリフレッシュの観点から、介護情報の提供をはじめ、介護に関する情報交換の場として年1回の交流会を開催する、家族介護者交流事業を実施します。

ほかに、要介護3～5の認定を受けている、紙おむつ等の支給が必要であると認められる高齢者に対して、紙おむつ等の支給を行います。

### 3) その他事業

#### ① 福祉用具・住宅改修支援事業

住宅改修費の支給の申請に関わる理由書を作成した場合の経費を助成する事業を実施します。

## 第5章 住み慣れた地域で安心して生活できるむらづくり

### 1 地域包括ケアを充実します

#### ■ 地域包括ケアとは・・・

国において、地域包括ケアとは、地域においてニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような体制を指しています。また、その圏域については、概ね 30 分以内に駆けつけられる圏域を理想的な圏域として定義しています。ただし、本村については、早急に理想通りに体制を作るのは難しい為、実情に応じて体制を整えていきます。

地域包括ケアの実現には、次の 5 つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組合せによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供）に行われることが望まれています。

#### ① 医療との連携強化

- ア 訪問看護等の充実強化
- イ 介護職員によるたん吸引などの医療行為の実施

#### ② 介護サービスの充実強化

- ア 特別養護老人ホームなどの介護拠点の緊急整備（平成 21 年度補正予算：3 年間で 16 万人分確保）
- イ 随時対応サービスなどの在宅サービスの強化

#### ③ 予防の推進

- ア できる限り要介護状態とならないための予防の取組み

#### ④ 見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ア 一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加を踏まえ、さまざまな生活支援サービス（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）を推進

#### ⑤ 高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

- ア 本村では施設等の整備が難しい為、在宅で住み続けられるような支援の推進

本村においても、医療・福祉・介護のサービスを組み合わせることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

生涯にわたり健康を保つ介護予防から、望む終末期をどのようにして過ごしていくのかまでを包括的に支えるシステムづくりを進めていきます。

今後は、次の方向性に沿って関係施策を展開します。

### **（１）地域包括支援センターの現状**

本村の地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、各分野の担当者がチームを組んで、高齢者の情報を共有し、介護が必要な方をリサーチし必要なサービスを提供できるようにしています。

地域包括支援センターの運営に当たっては、その方針について地域医療保険福祉会議において意見を聴き、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図っています。

### **（２）地域包括支援センターの機能強化**

地域包括支援センターは、高齢者の多様なニーズに応えるため、地域における医療・福祉・介護サービスを適切に調整し、関係機関・部署と連携できるよう、地域包括支援センターの周知と活用に努めるとともに、相談支援等の機能を今後とも充実していきます。また、地域包括支援センター職員の自己研鑽や研修会への参加など、職員の資質向上のための支援に努めます。

### **（３）地域のネットワークの構築とケアマネジメント力の向上**

介護予防事業の効果的な実施をはじめ、高齢者等が住み慣れた地域で必要とする適切なサービスが総合的に利用できるよう、地域の関係機関・団体・サービス提供事業者等の人的ネットワーク等の推進に努めます。

また、関係者との事例検討等の実施により、関係機関や事業者等の連携によるケアマネジメント力の向上とサービスの質の確保を図ります。

地域包括支援センターの運営に当たっては、その方針について地域包括支援センター運営協議会において意見を聴き、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るとともに、その機能が十分に発揮されるよう、運営状況の点検・評価等を行います。

## 2 サービス提供基盤の整備・充実

### (1) 地域包括ケア推進のためのサービス提供基盤の整備・充実

地域包括ケアのための各種施策の推進にあたり、その基本となる保健福祉サービスや介護保険サービスの提供基盤について、利用者のニーズを十分考慮しながら、引き続き整備・充実に努め、サービスの安定的かつ効果的な提供に取り組めます。

### (2) 地域包括ケアの推進体制

高齢者が安心して自立した生活を送っていくためには、身近な地域の中で保健・医療・福祉の各分野が連携し、予防から介護・リハビリテーションまでの一貫したケア体制が整備され、高齢者それぞれの状態やニーズに応じて適切な対応が図られることが必要です。

このため地域包括支援センターを拠点に、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所等の関係機関を相談窓口として位置づけ、それらの相談窓口と地域包括支援センターとの連携を図ることで、きめ細かな対応ができる体制の充実を図ります。

また、地域福祉の考え方を浸透させ、地域住民、行政が自らの役割を認識し、村民自らが地域福祉の担い手として積極的に関わることで、協働して高齢者を支える環境づくりを進めます。

また、民間事業者の活動も取り込みながら、日常的な健康づくり・介護予防から要介護・要支援認定者への介護・リハビリテーションに至るまで、個々の高齢者の状態に応じた支援を行っていけるようサービス提供体制の整備・充実を図ります。

### 3 地域福祉の視点に立った高齢者ケアの推進

#### (1) 地域住民の参加・参画による地域福祉の推進

村民一人ひとりが高齢期を迎えても、寝たきり等の要介護状態にならずに、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、地域住民、関係機関・団体等の参画と連携のもと介護予防事業や健康づくり・生きがい対策を推進します。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加を踏まえ、支援の必要な高齢者が、地域において安心して生活できる対策の推進に努めます。

このような地域福祉の推進にあたっては、それぞれの日常生活圏域の特色を活かし、村民一人ひとりの人権を尊重し、支え合い、助け合いの精神が根付き喜びを分かち合うむらづくりを推進します。

なお、次のような団体が各種分野で高齢者に対する健康づくりや生きがい対策を展開されていることから、地域資源として活用するとともに、連携の強化に努めます。

#### (2) 地域住民の福祉活動への支援

高齢化の進展に伴い、高齢者の保健・福祉サービスに対する需要は多様化し、また増大する傾向にあります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、社会福祉法人、医療法人だけでなく、民間団体や、ボランティア団体等の多様な主体によるサービスの提供が必要です。特に、ボランティア団体等の村民参加による福祉活動の果たす役割は、今後、社会全体の介護力を高めていく上で重要であるため、引き続き育成、支援を図っていきます。

#### (3) 高齢者が安心して暮らせるネットワークづくりの推進

ひきこもりや社会的孤立等により、社会生活に課題を抱えている高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、地域包括支援センターが中心となり、関係機関や民生委員・児童委員等の団体・部署と連携し、支援の必要な高齢者の実態把握と発見ができる福祉ニーズキャッチシステムを推進します。

また、早期に適切なサービスにつなぐことができるよう支援します。

## 4 地域の医療との連携強化

### （１）医療と介護の連携強化

高齢者に対する保健・医療、福祉、介護などの多様なサービスが身近なところで包括的に提供ができる支援体制を確立するため、保健・福祉・介護の関係機関等との連携を強化します。

また、在宅を中心とした地域ケアを支援するためには、保健・医療・福祉・介護などの各サービスが一体となった提供体制が必要であり、地域包括支援センターとの連携のもと、地域ケア会議等の取組みの中で関係機関との情報共有に努め、各サービスが切れ目なく効果的に提供される体制づくりをめざします。

### （２）在宅医療の充実

介護療養型医療施設の今後の動向を踏まえ、退院した要介護認定者が在宅医療を必要とする場合に必要な医療サービスが利用できるよう、医師会等との連携のもと、在宅医療の提供体制の充実に努めるとともに、「かかりつけ医制度」の普及をより一層推進し、関係機関・医療機関等との連携が円滑に図られるよう努めます。

また、保健・医療・福祉・介護の連携を一層進める中で、地域包括支援センターにおいても医療ニーズと介護ニーズを併せもつ要介護・要支援認定者に対し、医療ケアに関する相談・情報提供が図れるよう支援体制を充実していきます。

さらに、在宅での療養生活を支える訪問看護など医療が含まれたサービスについて、利用者のニーズを十分把握するとともに、情報提供を行い、計画的な整備・充実に努めます。

## 5 認知症高齢者への支援の充実

### (1) 相談支援体制の充実

地域包括支援センター等が相談窓口となり、保健・福祉・介護サービスに関する相談・情報提供体制を充実させるとともに、認知症に関する正しい知識や理解の普及に努めます。

認知症の症状がみられる高齢者に対しては、早期段階から保健・医療・福祉の専門的視点から適切な支援を行い、高齢者とその家族に対して、状態に応じた保健福祉サービスを継続的に提供できるよう保健センター、かかりつけ医との連携を図ります。

### (2) 認知症高齢者等の権利擁護の推進

認知症高齢者等判断能力の不十分な方が、適切なサービスが利用できるよう、社会福祉協議会や関係機関と連携し、認知症高齢者等の権利が守られるよう安心して自立した地域生活を支援します。

## 6 家族介護者に対する支援

介護に携わる家族介護者への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなっています。したがって、在宅介護を推進する上で、介護者に携わる家族の負担を軽減するための支援の充実に努めます。

## 第6章 介護保険事業の充実

高齢者が生活機能の低下等により、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、ニーズを十分把握しながら、介護サービスの提供基盤の充実を推進するとともに、質の高いサービスを利用者自らが選択できるよう、情報提供や相談支援の充実を図り、利用者本位のサービス提供体制を推進します。

今後は、次の方向性に沿って関連施策を展開します。

### 1 地域密着型サービスの提供基盤の整備・充実

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、必要とされる医療・介護等のサービスを提供するため、事業者には介護需要に関する情報提供等の支援に取り組んできました。これからも介護サービスの安定的な供給ができるよう進めていきます。

近年、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加傾向にあることを踏まえ、高齢者が地域で尊厳を持って生活を送ることができるよう、地域密着型サービスの充実に努めます。

事業者への情報提供に努めて、必要な地域密着型サービスの供給を図ります。

### 2 居宅サービス・施設サービスの提供基盤の充実

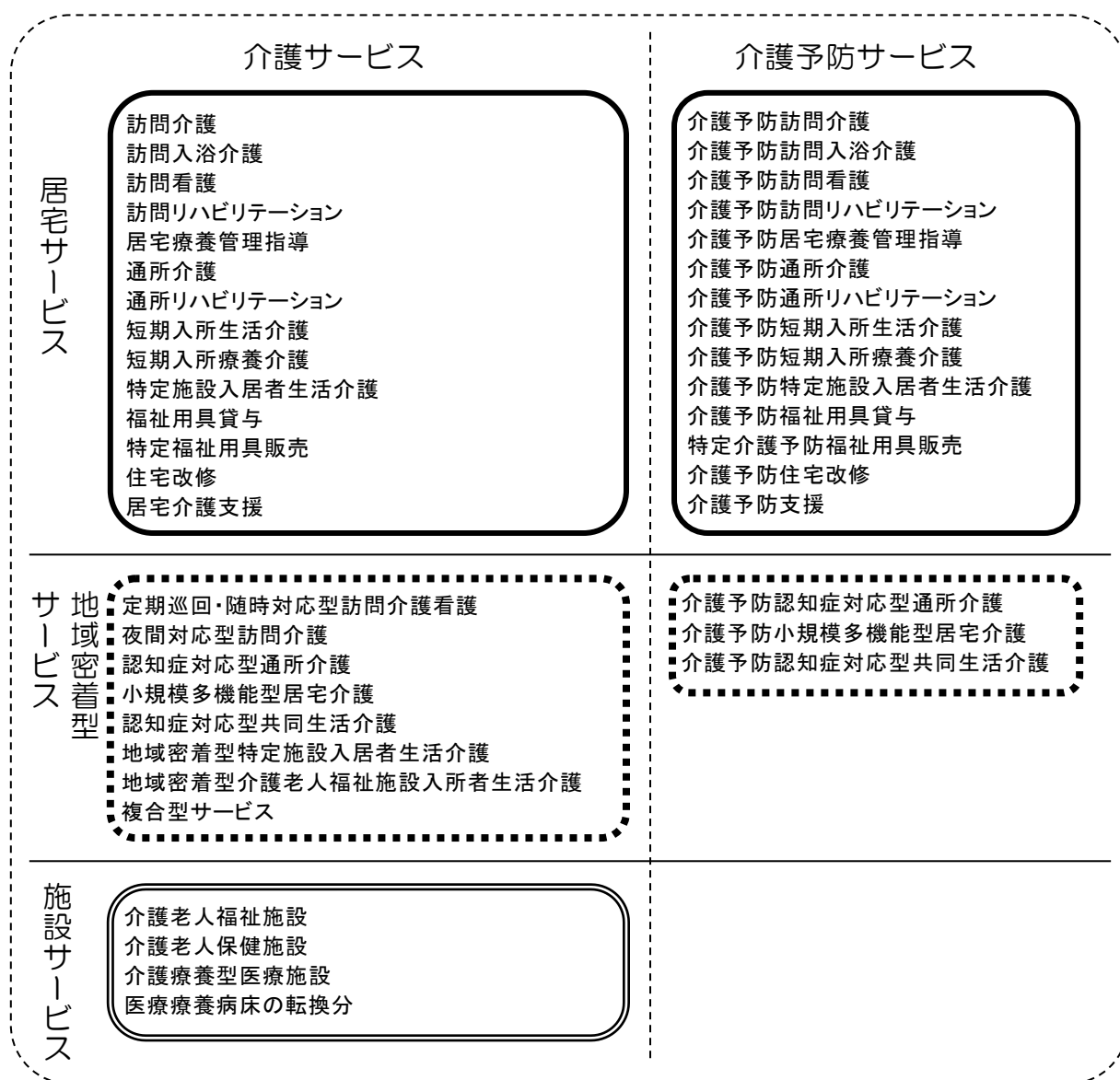
高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしく、安心して生活ができるよう、地域の実情に応じた居宅サービス・施設サービスの充実を図ります。

また、各サービスに対する利用者のニーズ等に基づき量的な整備目標を設定し、サービスの利用者の見込みに応じた量の確保と、その安定的な供給体制の確保・充実に取り組めます。

### 3 介護保険サービス等の見込み

高齢者が地域でその人らしく、安心して生活ができるよう、在宅に重点をおいたサービスの充実強化に取り組みます。

また、各サービスに対する利用者のニーズ等に基づき量的な整備目標を設定し、サービスの利用者の見込みに応じた量の確保と、その安定的な供給体制の確保・充実に取り組みます。



## (1) 居宅サービス

### 1) 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴や排せつの支援、利用者の食事作り等を行うサービスです。介護予防訪問介護は、利用者が自力では困難な行為について、同居家族等の支援が受けられない場合にホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴や排せつの支援、利用者の食事作り等を行うサービスです。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|              |     |         | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|--------------|-----|---------|-------------|-------------|-------------|
| 訪問介護         | 延人数 | 計画値 (人) | 444 人       | 480 人       | 528 人       |
|              | 延回数 | 計画値 (回) | 7,267 回     | 7,760 回     | 8,205 回     |
| 介護予防<br>訪問介護 | 延人数 | 計画値 (人) | 148 人       | 188 人       | 228 人       |

### 2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介護を行うサービスです。

介護予防訪問入浴介護は、自宅に浴室がない場合や、感染症等の理由からその他の施設での浴室の利用が困難な場合等に、自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介護を行うサービスです。本村では現在このサービスを利用しておられる方はおりません。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|                    |     |         | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|--------------------|-----|---------|-------------|-------------|-------------|
| 訪問入浴<br>介護         | 延人数 | 計画値 (人) | 0 人         | 0 人         | 0 人         |
|                    | 延回数 | 計画値 (回) | 0 回         | 0 回         | 0 回         |
| 介護予防<br>訪問入浴<br>介護 | 延人数 | 計画値 (人) | 0 人         | 0 人         | 0 人         |
|                    | 延回数 | 計画値 (回) | 0 回         | 0 回         | 0 回         |

### 3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、病状が落ち着いて主治医が必要と認めた方の自宅へ看護師が訪問し、療養上の支援や看護を行うサービスです。介護予防訪問看護は、病状が落ち着いて主治医が必要と認めた方の自宅へ看護師が訪問し、介護予防を目的とした療養上の支援や看護を行うサービスです。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|              |     |        | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|--------------|-----|--------|-------------|-------------|-------------|
| 訪問看護         | 延人数 | 計画値（人） | 48 人        | 38 人        | 29 人        |
|              | 延回数 | 計画値（回） | 156 回       | 127 回       | 93 回        |
| 介護予防<br>訪問看護 | 延人数 | 計画値（人） | 19 人        | 27 人        | 34 人        |
|              | 延回数 | 計画値（回） | 39 回        | 53 回        | 68 回        |

#### 4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、病状が落ち着いて主治医が必要と認めた方の自宅を訪問し、日常動作の自立や回復のための機能訓練を行うサービスです。介護予防訪問リハビリテーションは、病状が落ち着いて主治医が必要と認めた方の自宅を訪問し、日常動作の自立や回復のための機能訓練を短期集中的に行うサービスです。本村では現在このサービスを利用しておられる方はおりません。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|                         |     |        | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|-------------------------|-----|--------|-------------|-------------|-------------|
| 訪問リハ<br>ビリテー<br>ション     | 延人数 | 計画値（人） | 0 人         | 0 人         | 0 人         |
|                         | 延回数 | 計画値（回） | 0 回         | 0 回         | 0 回         |
| 介護予防訪<br>問リハビリ<br>テーション | 延人数 | 計画値（人） | 0 人         | 0 人         | 0 人         |
|                         | 延回数 | 計画値（回） | 0 回         | 0 回         | 0 回         |

#### 5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、自宅で療養している方のもとへ医師や薬剤師等が計画的に訪問し、療養上の指導等を行うサービスです。介護予防居宅療養管理指導は、自宅で療養している方のもとへ医師や薬剤師等が計画的に訪問し、介護予防を目的とした療養上の指導等を行うサービスです。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|                  |          | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|------------------|----------|-------------|-------------|-------------|
| 居宅療養管理<br>指導     | 計画値（延人数） | 24 人        | 35 人        | 42 人        |
| 介護予防居宅<br>療養管理指導 | 計画値（延人数） | 0 人         | 0 人         | 0 人         |

## 6) 通所介護・介護予防通所介護

通所介護は、通所介護施設で、食事や入浴等の日常生活上の支援を日帰りで行うサービスです。介護予防通所介護は、通所介護施設で食事や入浴等の日常生活上の支援と、その方の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等）を日帰り提供するサービスです。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|                      |     |        | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|----------------------|-----|--------|-------------|-------------|-------------|
| 通所介護（デ<br>イサービス）     | 延人数 | 計画値（人） | 552 人       | 590 人       | 634 人       |
|                      | 延回数 | 計画値（回） | 3,893 回     | 4,296 回     | 4,693 回     |
| 介護予防通所介護<br>（デイサービス） | 延人数 | 計画値（人） | 129 人       | 162 人       | 194 人       |

## 7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション施設で、食事や入浴等の日常生活上の支援やリハビリテーションを日帰りで行うサービスです。介護予防通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション施設で、食事や入浴の日常生活上の支援やリハビリテーションと、その方の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等）を日帰り提供するサービスです。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|                     |     |        | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|---------------------|-----|--------|-------------|-------------|-------------|
| 通所リハビリ<br>テーション     | 延人数 | 計画値（人） | 36 人        | 35 人        | 35 人        |
|                     | 延回数 | 計画値（回） | 276 回       | 253 回       | 242 回       |
| 介護予防通所リハ<br>ビリテーション | 延人数 | 計画値（人） | 0 人         | 0 人         | 0 人         |

## 8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護者が一時的に介護できないときに、福祉施設等に短期間入所し、日常生活上の介護を行うサービスです。介護予防短期入所生活介護は、介護者が一時的に介護できないときに、福祉施設等に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の介護を行うサービスです。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|                  |     |        | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|------------------|-----|--------|-------------|-------------|-------------|
| 短期入所生活<br>介護     | 延人数 | 計画値(人) | 120 人       | 120 人       | 127 人       |
|                  | 延日数 | 計画値(日) | 1,548 日     | 1,532 日     | 1,638 日     |
| 介護予防短期<br>入所生活介護 | 延人数 | 計画値(人) | 0 人         | 0 人         | 0 人         |
|                  | 延日数 | 計画値(日) | 0 日         | 0 日         | 0 日         |

## 9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、介護者が一時的に介護できないときに、医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、必要な医療を行うサービスです。介護予防短期入所療養介護は、介護者が一時的に介護できないときに、医療施設等に短期間入所し、介護予防を目的とした看護や医学的管理下における介護、必要な医療を行うサービスです。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|                      |     |        | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|----------------------|-----|--------|-------------|-------------|-------------|
| 短期入所療<br>養介護         | 延人数 | 計画値(人) | 9 人         | 6 人         | 3 人         |
|                      | 延日数 | 計画値(日) | 181 日       | 121 日       | 62 日        |
| 介護予防短<br>期入所療養<br>介護 | 延人数 | 計画値(人) | 0 人         | 0 人         | 0 人         |
|                      | 延日数 | 計画値(日) | 0 日         | 0 日         | 0 日         |

## 10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや介護対応型軽費老人ホーム(ケアハウス)の入所者に、介護や日常生活上の支援を行うサービスです。介護予防特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや介護対応型軽費老人ホーム(ケアハウス)の入所者に、介護予防を目的とした介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|                         |          | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|-------------------------|----------|-------------|-------------|-------------|
| 特定施設入<br>居者生活介護         | 計画値(延人数) | 12 人        | 11 人        | 11 人        |
| 介護予防特<br>定施設入居<br>者生活介護 | 計画値(延人数) | 0 人         | 0 人         | 0 人         |

## 11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は要介護2～5の方に、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具を除く）、歩行器、歩行補助つえ、手すり（工事を伴わないもの）、スロープ（工事を伴わないもの）の貸与を行うサービスです。介護予防福祉用具貸与は要介護1、要支援1・2の方に、歩行器、歩行補助つえ、手すり（工事を伴わないもの）、スロープ（工事を伴わないもの）の貸与を行うサービスです。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|            |          | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|------------|----------|-------------|-------------|-------------|
| 福祉用具貸与     | 計画値（延人数） | 396 人       | 388 人       | 396 人       |
| 介護予防福祉用具貸与 | 計画値（延人数） | 39 人        | 53 人        | 68 人        |

## 12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護認定者が「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」等の貸与できない排せつや入浴時に使用する特定福祉用具の購入費の支給が受けられるサービスです。特定介護予防福祉用具販売は、要支援認定者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|              |        | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|--------------|--------|-------------|-------------|-------------|
| 特定福祉用具販売     | 計画値（人） | 96 人        | 92 人        | 108 人       |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 計画値（人） | 36 人        | 36 人        | 36 人        |

## 13) 住宅改修・介護予防型住宅改修

住宅改修は、要介護認定者が「手すりの取付け」、「段差の解消」、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」、「引き戸等への扉の取替え」、「洋式便器等への便器の取替え」、その他これらの工事に付帯して必要となる住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

介護予防住宅改修は、要支援認定者が住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|          |        | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|----------|--------|-------------|-------------|-------------|
| 住宅改修     | 計画値（人） | 24 人        | 24 人        | 24 人        |
| 介護予防住宅改修 | 計画値（人） | 24 人        | 16 人        | 24 人        |

#### 14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、要介護認定者が居宅サービスや地域密着型サービス（施設サービスを除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスです。介護予防支援は、要支援認定者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスで、包括的なケアマネジメントは地域包括支援センターで行います。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|        |          | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|
| 居宅介護支援 | 計画値（延人数） | 632 人       | 520 人       | 408 人       |
| 介護予防支援 | 計画値（延人数） | 164 人       | 124 人       | 84 人        |

## (2) 地域密着型サービス

### 1) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護認定者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）やデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練等を受けるサービスです。介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の要支援認定者が特別養護老人ホームやデイサービスセンターに通い、介護予防を目的として受けるサービスです。本村では現在このサービスを利用しておられる方はおりません。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|                        |     |        | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|------------------------|-----|--------|-------------|-------------|-------------|
| 認知症対応<br>型通所介護         | 延人数 | 計画値(人) | 0 人         | 0 人         | 0 人         |
|                        | 延回数 | 計画値(回) | 0 回         | 0 回         | 0 回         |
| 介護予防認<br>知症対応型<br>通所介護 | 延人数 | 計画値(人) | 0 人         | 0 人         | 0 人         |
|                        | 延回数 | 計画値(回) | 0 回         | 0 回         | 0 回         |

### 2) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者の方が、介護職員による介護を受けながら、共同生活を行うサービスです。介護予防認知症対応型共同生活介護は、軽度の認知症が心配される高齢者の方が、介護職員による介護を受けながら、共同生活を行う（要支援2の方のみ利用できます）サービスです。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値

|                          |          | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|--------------------------|----------|-------------|-------------|-------------|
| 認知症対応型<br>共同生活介護         | 計画値(延人数) | 38 人        | 41 人        | 43 人        |
| 介護予防認知<br>症対応型共同<br>生活介護 | 計画値(延人数) | 0 人         | 0 人         | 0 人         |

### (3) 施設サービス

#### 1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護認定者が入所する施設で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練等を受けられます。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値（各年度の月平均利用）

|          |        | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|----------|--------|-------------|-------------|-------------|
| 介護老人福祉施設 | 計画値（人） | 264 人       | 276 人       | 288 人       |

#### 2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、症状が安定した状態の要介護認定者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他日常生活上の支援等を受けられます。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値（各年度の月平均利用）

|          |        | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|----------|--------|-------------|-------------|-------------|
| 介護老人保健施設 | 計画値（人） | 192 人       | 192 人       | 204 人       |

#### 3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、長期間にわたる療養が必要な要介護認定者が、介護体制の整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療等を受けられます。

なお、医療制度改正により、平成 23 年度に廃止されることとなっていたが、平成 30 年 3 月まで延長されました。

■ 各年度の年間利用実績及び計画値（各年度の月平均利用）

|           |        | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 |
|-----------|--------|-------------|-------------|-------------|
| 介護療養型医療施設 | 計画値（人） | 36 人        | 48 人        | 60 人        |

## 4 介護保険料の算定

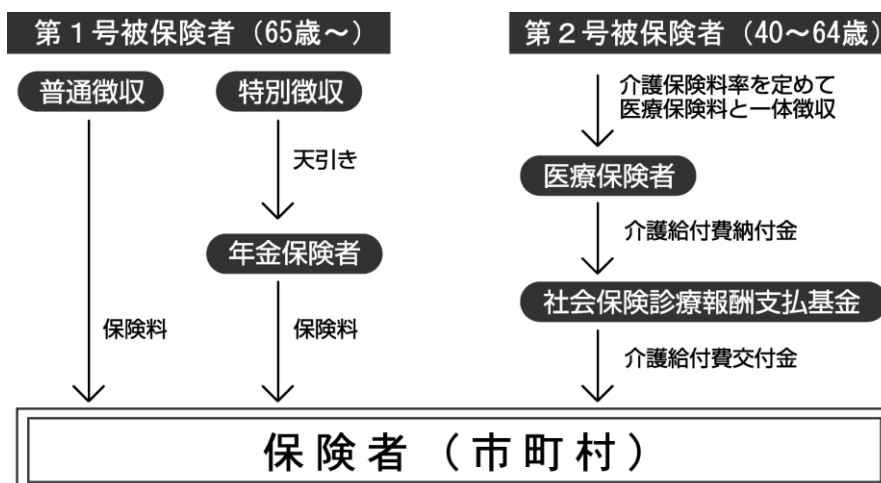
### (1) 介護保険サービス事業量の見込み

#### 1) 介護保険事業に係る費用構成

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、特定入居者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、地域支援事業に要する費用等から構成されます。

一方、事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国・県・村の負担金、国の調整交付金で賄われます。

第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進展を反映して、第1期で17%、第2期で18%、第3期で19%、第4期で20%でしたが、第5期では21%となります。



## 2) 第5期計画期間の事業費の見込み

### ①介護給付

|                  |         | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  | 平成 26 年度  |
|------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| (1) 居宅サービス       |         |           |           |           |
| 訪問介護             | 給付費(千円) | 22,416 千円 | 23,863 千円 | 24,996 千円 |
|                  | 人数(人)   | 444 人     | 480 人     | 528 人     |
| 訪問入浴介護           | 給付費(千円) | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  | 人数(人)   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |
| 訪問看護             | 給付費(千円) | 1,182 千円  | 937 千円    | 667 千円    |
|                  | 人数(人)   | 48 人      | 38 人      | 29 人      |
| 訪問リハビリテーション      | 給付費(千円) | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  | 人数(人)   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |
| 居宅療養管理指導         | 給付費(千円) | 118 千円    | 175 千円    | 210 千円    |
|                  | 人数(人)   | 24 人      | 35 人      | 42 人      |
| 通所介護             | 給付費(千円) | 26,765 千円 | 29,578 千円 | 32,412 千円 |
|                  | 人数(人)   | 552 人     | 590 人     | 634 人     |
| 通所リハビリテーション      | 給付費(千円) | 2,572 千円  | 2,323 千円  | 2,199 千円  |
|                  | 人数(人)   | 36 人      | 35 人      | 35 人      |
| 短期入所生活介護         | 給付費(千円) | 13,340 千円 | 13,192 千円 | 14,165 千円 |
|                  | 人数(人)   | 120 人     | 120 人     | 127 人     |
| 短期入所療養介護         | 給付費(千円) | 1,753 千円  | 1,178 千円  | 603 千円    |
|                  | 人数(人)   | 9 人       | 6 人       | 3 人       |
| 特定施設入居者生活介護      | 給付費(千円) | 1,485 千円  | 1,449 千円  | 1,441 千円  |
|                  | 人数(人)   | 12 人      | 11 人      | 11 人      |
| 福祉用具貸与           | 給付費(千円) | 4,237 千円  | 3,766 千円  | 3,677 千円  |
|                  | 人数(人)   | 396 人     | 388 人     | 396 人     |
| 特定福祉用具販売         | 給付費(千円) | 4,731 千円  | 4,289 千円  | 5,195 千円  |
|                  | 人数(人)   | 96 人      | 92 人      | 108 人     |
| (2) 地域密着型サービス    |         |           |           |           |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 給付費(千円) | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  | 人数(人)   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |
| 夜間対応型訪問介護        | 給付費(千円) | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  | 人数(人)   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |
| 認知症対応型通所介護       | 給付費(千円) | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  | 人数(人)   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |

|                |                          |           | 平成 24 年度   | 平成 25 年度   | 平成 26 年度   |
|----------------|--------------------------|-----------|------------|------------|------------|
|                | 小規模多機能型居宅介護              | 給付費(千円)   | 0 千円       | 0 千円       | 0 千円       |
|                |                          | 人数 (人)    | 0 人        | 0 人        | 0 人        |
|                | 認知症対応型共同生活介護             | 給付費(千円)   | 5,864 千円   | 6,418 千円   | 6,759 千円   |
|                |                          | 人数 (人)    | 38 人       | 41 人       | 43 人       |
|                | 地域密着型特定施設入居者生活介護         | 給付費(千円)   | 0 千円       | 0 千円       | 0 千円       |
|                |                          | 人数 (人)    | 0 人        | 0 人        | 0 人        |
|                | 地域密着型介護老人福祉施設<br>入所者生活介護 | 給付費(千円)   | 0 千円       | 0 千円       | 0 千円       |
|                |                          | 人数 (人)    | 0 人        | 0 人        | 0 人        |
|                | 複合型サービス                  | 給付費(千円)   | 0 千円       | 0 千円       | 0 千円       |
|                |                          | 人数 (人)    | 0 人        | 0 人        | 0 人        |
| (3) 住宅改修       | 給付費(千円)                  | 905 千円    | 905 千円     | 905 千円     |            |
|                | 人数 (人)                   | 24 人      | 24 人       | 24 人       |            |
| (4) 居宅介護支援     | 給付費(千円)                  | 8,377 千円  | 6,892 千円   | 5,407 千円   |            |
|                | 人数 (人)                   | 632 人     | 520 人      | 408 人      |            |
| (5) 介護保険施設サービス |                          |           |            |            |            |
| 介護老人福祉施設       | 給付費(千円)                  | 60,248 千円 | 62,966 千円  | 65,684 千円  |            |
|                | 人数 (人)                   | 264 人     | 276 人      | 288 人      |            |
| 介護老人保健施設       | 給付費(千円)                  | 48,036 千円 | 48,036 千円  | 51,378 千円  |            |
|                | 人数 (人)                   | 192 人     | 192 人      | 204 人      |            |
| 介護療養型医療施設      | 給付費(千円)                  | 13,984 千円 | 18,646 千円  | 23,307 千円  |            |
|                | 人数 (人)                   | 36 人      | 48 人       | 60 人       |            |
| 療養病床からの転換分     | 給付費(千円)                  | 0 千円      | 0 千円       | 0 千円       |            |
|                | 人数 (人)                   | 0 人       | 0 人        | 0 人        |            |
| 介護給付費計 ①       |                          |           | 216,012 千円 | 224,614 千円 | 239,003 千円 |

## ②予防給付

|              |         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------|---------|----------|----------|----------|
| (1) 介護予防サービス |         |          |          |          |
| 介護予防訪問介護     | 給付費(千円) | 3,237 千円 | 4,120 千円 | 5,003 千円 |
|              | 人数(人)   | 148 人    | 188 人    | 228 人    |
| 介護予防訪問入浴介護   | 給付費(千円) | 0 千円     | 0 千円     | 0 千円     |
|              | 人数(人)   | 0 人      | 0 人      | 0 人      |
| 介護予防訪問看護     | 給付費(千円) | 195 千円   | 269 千円   | 343 千円   |
|              | 人数(人)   | 19 人     | 27 人     | 34 人     |

|                  |                  |         | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  | 平成 26 年度  |
|------------------|------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
|                  | 介護予防訪問リハビリテーション  | 給付費（千円） | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  |                  | 人数（人）   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |
|                  | 介護予防居宅療養管理指導     | 給付費（千円） | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  |                  | 人数（人）   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |
|                  | 介護予防通所介護         | 給付費（千円） | 4,555 千円  | 5,951 千円  | 7,348 千円  |
|                  |                  | 人数（人）   | 129 人     | 162 人     | 194 人     |
|                  | 介護予防通所リハビリテーション  | 給付費（千円） | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  |                  | 人数（人）   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |
|                  | 介護予防短期入所生活介護     | 給付費（千円） | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  |                  | 人数（人）   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |
|                  | 介護予防短期入所療養介護     | 給付費（千円） | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  |                  | 人数（人）   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |
|                  | 介護予防特定施設入居者生活介護  | 給付費（千円） | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  |                  | 人数（人）   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |
|                  | 介護予防福祉用具貸与       | 給付費（千円） | 98 千円     | 136 千円    | 173 千円    |
|                  |                  | 人数（人）   | 39 人      | 53 人      | 68 人      |
|                  | 特定介護予防福祉用具販売     | 給付費（千円） | 1,016 千円  | 1,016 千円  | 1,016 千円  |
|                  |                  | 人数（人）   | 36 人      | 36 人      | 36 人      |
| （２）地域密着型介護予防サービス |                  |         |           |           |           |
|                  | 介護予防認知症対応型通所介護   | 給付費（千円） | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  |                  | 人数（人）   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |
|                  | 介護予防小規模多機能型居宅介護  | 給付費（千円） | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  |                  | 人数（人）   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |
|                  | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 給付費（千円） | 0 千円      | 0 千円      | 0 千円      |
|                  |                  | 人数（人）   | 0 人       | 0 人       | 0 人       |
| （３）住宅改修          |                  | 給付費（千円） | 1,643 千円  | 1,095 千円  | 1,643 千円  |
|                  |                  | 人数（人）   | 24 人      | 16 人      | 24 人      |
| （４）介護予防支援        |                  | 給付費（千円） | 680 千円    | 514 千円    | 349 千円    |
|                  |                  | 人数（人）   | 164 人     | 124 人     | 84 人      |
| 予防給付費計 ②         |                  |         | 11,424 千円 | 13,102 千円 | 15,875 千円 |

### ③地域支援事業

|           |         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|---------|----------|----------|----------|
| 地域支援事業計 ⑩ | 事業費(千円) | 5,000 千円 | 5,000 千円 | 5,000 千円 |

### ④介護保険事業費

|                            |      | 平成 24 年度   | 平成 25 年度   | 平成 26 年度   | 合 計        |
|----------------------------|------|------------|------------|------------|------------|
| 介護給付費計 ①                   | (千円) | 216,012 千円 | 224,614 千円 | 239,003 千円 | 679,329 千円 |
| 予防給付費計 ②                   | (千円) | 11,424 千円  | 13,102 千円  | 15,875 千円  | 40,401 千円  |
| 給付費合計 ③=①+②                | (千円) | 227,436 千円 | 237,716 千円 | 254,878 千円 | 720,030 千円 |
| 特定入所者介護サービス費④              | (千円) | 15,397 千円  | 16,706 千円  | 18,126 千円  | 50,229 千円  |
| 高額介護サービス費⑤                 | (千円) | 7,013 千円   | 7,855 千円   | 8,797 千円   | 23,665 千円  |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 ⑥        | (千円) | 450 千円     | 500 千円     | 550 千円     | 1,500 千円   |
| 審査支払手数料 ⑦                  | (千円) | 293 千円     | 308 千円     | 323 千円     | 925 千円     |
| 総給付費<br>⑧=③+④+⑤+⑥+⑦        | (千円) | 250,590 千円 | 263,084 千円 | 282,674 千円 | 796,348 千円 |
| 地域支援事業計 ⑨                  | (千円) | 5,000 千円   | 5,000 千円   | 5,000 千円   | 15,000 千円  |
| 合 計=⑧+⑨<br>(本計画介護保険事業費見込額) | (千円) | 255,590 千円 | 268,084 千円 | 287,674 千円 | 811,348 千円 |

## (2) 介護保険料の算定

### 【第5期介護保険料収納必要額の算定】

|                                           |                        |
|-------------------------------------------|------------------------|
| 標準給付費見込額(A)                               | 796,348,338 円          |
| 地域支援事業費(B)                                | 15,000,000 円           |
| 第1号被保険者負担分(C) $(A+B) \times 21\%$         | 170,383,151 円          |
| 調整交付金相当額(D)                               | 39,817,417 円           |
| 調整交付金見込額(E)                               | 103,203,000 円          |
| 準備基金取崩額(F)                                | 8,340,000 円            |
| 財政安定化基金取崩による交付額(G)                        | 2,509,787 円            |
| 市町村特別給付費等(H)                              | 30,000 円               |
| 保険料収納必要額 $(I = C + D - E - F - G + H)$    | 96,177,781 円           |
| 保険料収納率 ①                                  | 99.00%                 |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 ②                       | 2,128 人                |
| 保険料・年額(J)<br>( $J = I \div ① \div ②$ )    | 45,653 円               |
| 保険料・月額(K)<br>( $K = J \div 12\text{か月}$ ) | 3,804 円 $\div$ 3,800 円 |

なお、6段階の各保険料月額は以下のとおりとなります。

| 段階       | 保険料率 | 保険料月額   |
|----------|------|---------|
| 第1段階     | 0.50 | 1,900 円 |
| 第2段階     | 0.65 | 2,470 円 |
| 第3段階     | 0.75 | 2,850 円 |
| 第4段階(基準) | 1.00 | 3,800 円 |
| 第5段階     | 1.25 | 4,750 円 |
| 第6段階     | 1.50 | 5,700 円 |

## 5 サービスの質の確保と向上

### (1) 介護給付の適正化

川上村の介護保険の利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するために、下記の3つの適正化事項を進めていきます。

#### ①適正な認定調査と認定審査の実施

適正な認定調査を実施するため、県・南和協議会と連携し、認定調査員に対し、調査技法や統一した判断基準、特記事項欄の記載方法などの研修を実施し、調査員としての資質の向上に努めます。

なお、要介護の判定に不可欠な医師の意見書については、県や医師会とも連携し、研修や情報提供を行うなど意見書の記載が適切に行われるよう取り組みます。

#### ②介護保険事業に関わる評価の推進

介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保するため、サービス利用の動向等介護保険の運営状況を定期的に評価・分析するとともに、住民にわかりやすい運営状況に関する情報開示を進めます。

#### ③介護給付適正化に向けた取組の推進

介護保険制度は、高齢者の安心を支える制度として着実に定着しつつあります。そのため、これからも介護保険制度が持続可能な制度として進めていけるよう、サービスが真に効果をあげているか、不適正なサービスはないかについて検討し、適正な給付が行われるよう改善していく必要があります。

今後も奈良県国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検表や介護給付適正化システムを活用し、不適正なサービス提供が行われていないか点検を行い、介護給付費通知の発送やケアプランチェック、さらには県における関連計画の方向性などを踏まえながら、介護給付適正化の取り組みを進めます。

## **（２）低所得者への支援**

利用者負担段階の変更などにもない、介護保険サービスの利用が困難になる低所得者が今後も増加すると予測されます。そのため、すべての住民が必要な介護保険サービスを受けることができるよう、引き続き低所得者に対して負担軽減策等、適切な措置がなされるよう努めます。

## **（３）ケアマネジャーの育成、資質の向上に対する支援**

利用者のニーズに応じた適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアマネジャーからの相談などにきめ細かく対応するとともに、地域包括支援センターを軸として情報提供に努めます。また、支援困難ケースへの対応などを通じてケアマネジャーに対する支援を進めます。

## **（４）サービス事業者への指導・助言及び新規参入への支援**

介護サービスの質の向上を図り、利用者への適切なサービスが提供されるよう、保険者の立場から事業者に対する指導・助言を行うことが重要となります。そのため、近年生じている不正事案を踏まえ、奈良県や関係機関と連携しながら、事業者の法令遵守等の体制整備や事業者本部への立ち入り調査など、不正の防止に努めます。

また、地域密着型サービスについては、市町村が指定・指導監督権限を有していることから、事業者への立ち入り調査権限も活用しながら適切な指導・監督を行います。

さらに、参入意欲のある事業者への情報提供を行っていきます。

## 第7章 計画の推進に向けて

### 1 計画に関する啓発・広報の推進

本計画並びに基本施策の概要について、高齢者はもとより幅広い村民への周知・啓発を行うため、「広報かわかみ」や村ホームページへの掲載、村行事、関係する各種団体・組織等の会合など多様な機会を活用していきます。

### 2 計画推進体制の整備

#### （１）連携及び組織の強化

「川上村高齢者福祉計画及び第5期保健事業計画」に掲げる幅広い施策を円滑かつ効果的に進め、庁内や関係機関との連携の充実や組織の強化を行っていきます。

- ① 高齢者の在宅での生活が確保されるために、保健や介護予防、日常生活支援サービスと、介護保険サービス、そして地域福祉に基づく地域での取り組みなどが、一体的かつ適切に提供されるよう、高齢者保健、高齢者福祉、介護保険、地域福祉の担当課間において、担当者レベル及び管理職レベルでの日常的な調整や情報交換を充実していきます。
- ② 保健福祉サービスにかかる対象者情報については、個人情報の保護を遵守しつつ適正に共有化されるよう、各担当課間や社会福祉協議会、地域包括支援センター等との情報交換の仕組みづくりに引き続き努めます。
- ③ 計画の総合的な推進のためには、関連する各課とも連携を強化していく必要があります。そこで、既存の庁内組織等も活用しながら、情報交換や課題解決に向けて全庁的な取り組みを行うことで総合的な推進を図っていきます。

## （２）保健・医療・福祉等の連携

ニーズの把握から各サービスの提供までを迅速・的確に行うとともに、保健福祉コミュニティづくりを通して地域に根ざした健康づくりや生きがい、交流等が進められるよう、地域包括支援センターを中心として、関係団体、関係機関との保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、地域福祉の重要な担い手となる民生委員・児童委員やボランティア、地域住民の自主活動組織、老人クラブ等とも連携を強化していきます。

## （３）県及び近隣市町村との連携

介護保険制度の円滑な運営においては、介護サービスの広域的利用など周辺地域との関わりも大きいため、県や近隣市町村との連携が不可欠となります。

そこで、県や近隣市町村との情報交換や連絡体制の強化を図り、近隣地域とも一体となった介護保険事業及び保健福祉事業の展開を進めます。

## ３ 進捗状況の把握と評価の実施

本計画の目標実現に向けて、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、進捗状況の点検、評価を「介護保険運営協議会」において実施していきます。

また、庁内の推進体制として、引き続き高齢者福祉及び介護保険を所管する課が中心となり、関係各課や関係機関との緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

# 資料編

---

## 川上村介護保険条例

### 第1章 川上村が行う介護保険

(川上村が行う介護保険)

第1条 川上村が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

### 第2章 保険給付

(市町村特別給付)

第2条 本村は、次の各号に掲げる種類の市町村特別給付（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第18条第3号に規定する市町村特別給付をいう。）を行う。

(1) 訪問理美容サービス費の支給

2 前項各号に規定する市町村特別給付に関して必要な事項は、村長が別に定める。

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条の2 法第15条第1項の規定により、川上村介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、80人以内とする。

(認定審査会に関する規則への委任)

第2条の3 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 保険料

(保険料率)

第3条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第38条第1項第1号に掲げる者 22,800円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 29,700円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 34,200円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 45,600円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 57,000円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 68,400円

(普通徴収に係る納期)

第4条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、村長が別に定めることができる。この場合において、村長は、当該第1号被保険者（及び連帯納付義務者）に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者に資格取得、喪失等があった場合)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（保険料の額の通知）

第6条 保険料の額が定まったときは、村長は、速やかに、これを第1号被保険者（及び連帯納付義務者）に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の督促手数料）

第7条 保険料の督促手数料は、督促状一通につき100円とする。

（延滞金）

第8条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納付期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（保険料の徴収猶予）

第9条 村長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヵ月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第3号に掲げるもののほか、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、天災、その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) その他保険料の徴収を猶予することが適当と認める特別の理由があること。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

（保険料の減免）

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、

保険料を減免することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
  - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
  - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
  - (4) 第3号に掲げることのほか、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、天災、その他これに類する理由により著しく減少したこと。
  - (5) その他保険料の徴収を猶予することが適当と認める特別の理由があること。
- 2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、村長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
  - (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
  - (3) 減免を受けようとする理由
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。
- (保険料に関する申告等)

第11条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得の状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及びその他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他村長が必要と認める事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

#### 第4章 雑則

第12条 この条例に定めるもののほか、介護保険の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

#### 第5章 罰則

第13条 本村は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第14条 本村は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第15条 本村は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第16条 本村は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第17条 前4条の過料の額は、情状により、村長が定める。

- 2 前4条の過料を徴収する場合において発する納付額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

第2条 平成12年度における保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 2,900円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 4,350円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 5,800円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 7,250円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 8,700円

2 平成13年度における保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 8,700円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 13,050円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 17,400円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 21,750円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 26,100円

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

第5期 翌年2月1日から同月末日まで

2 平成12年度において第3条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる」とあるのは、「10月1日以降において別に定める時期とすることができる」とする。

3 平成13年度においては、10月から3月の納期に納付すべき保険料額は、4月から9月の納期に納付すべき保険料額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度及び平成13年度における普通徴収の特例)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者（平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間において被保険者資格を取得した者を除く。）に係る保険料の額は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合  
該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である

場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数（平成12年11月から平成13年2月までの間において被保険者資格を取得した者にあつては、当該被保険者資格を取得した日が属する月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数）を乗じて得た額及び該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数（平成13年5月から同年8月までの間において被保険者資格を取得した者にあつては、当該被保険者資格を取得した日が属する月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数）を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額及び該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則（平成15年3月24日条例第10号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

第2条 改正後の川上村介護保険条例第3条の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、従前の例による。

附 則（平成18年3月17日条例第14号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の川上村介護保険条例第3条の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、従前の例による。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正政令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとして、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号に該当する者 25,400円
  - (2) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第2号に該当する者 29,200円
  - (3) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当する者 31,900円
  - (4) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号に該当する者 28,800円
  - (5) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第2号に該当する者 32,700円
  - (6) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当する者 35,000円
  - (7) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第4号に該当する者 41,500円
- 2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号に該当するもの 31,900円
  - (2) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第2号に該当する者 33,800円
  - (3) 第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当する者 35,000円
  - (4) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者(以下この項において「第4項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第1号に該当する者 38,400円
  - (5) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第2号に該当する者 40,400円
  - (6) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町

村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第3号に該当する者 41,500円  
(7) 第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村村民税が課されていないものとした場合、第3条第1項第4号に該当する者 44,600円

附 則(平成21年3月20日条例第6号)  
(施行期日)  
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月16日条例第21号)  
(施行期日)  
第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。  
(経過措置)  
第2条 改正後の附則第6条の規定は、施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成22年12月21日条例第21号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則  
(施行期日)  
1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)  
2 改正後の川上村介護保険条例第3条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 川上村介護保険料減免実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川上村介護保険条例(平成12年3月21日条例第1号。以下「条例」という。)第10条に規定する保険料の減免に関して、必要な事項を定めるものとする。

(減免要件)

第2条 村長は、条例第10条の規定にもとづく申請があった場合において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当し、保険料を納付することが困難と認めるときは、保険料を減免する。

- (1) 条例第10条第1号の事由に該当した場合(以下「災害損失」という。)ただし、故意に災害を発生させた場合を除く。
- (2) 条例第10条第2号、第3号又は第4号に該当した場合(以下「所得減少」という。)
- (3) 生活が著しく困難である場合(以下「生活困窮」という。)
- (4) 介護保険法(平成9年法律第122号。以下「法」という。)第63条に係る場合(以下「給付制限」という。)

(減免の認定等)

第3条 前条の要件に該当する被保険者の認定、減免率及び減免期間は次のとおりとする。

(1) 災害損失

ア 認定

災害損失は、3割以上の損失を受けた場合に認定する。この場合における被害程度の判定は、原則として、消防署長等所轄の関係官公署の長の発行する証明書により行う。ただし、罹災者名簿等で確認できる場合はこれにより行うことができる。

イ 減免額及び減免期間

(ア) 減免額

災害損失に係る減免は、月割保険料額(以下「月割額」という。)を全額免除する。ただし、既に納付した保険料については減免を行わないものとする。

(イ) 減免期間

災害損失に係る減免の期間は6月とする。なお、この期間が翌年度分の保険料に及ぶことは差し支えないものとする。

(ウ) 申請期間

災害損失に係る減免の申請は、災害発生日から6ヶ月以内とする。

(2) 所得減少

ア 認定

第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の申請月以降1年間の所得(以下この号において「減免基準所得金額」という。)が当該年度の保険料の賦課基準となった年の総所得金額に対して著しく減少し、かつ本人非課税の範囲と認める場合に所得減少と認定する。

イ 減免基準所得金額の算定

減免基準所得金額の算定は次の方法による。なお、収入金額の推計、減免基準所得金額の算定にあたっては、その裏付けとなる証明書及び帳簿等の提出並びに実態調査等によって、その適切な把握をすることとする。

(ア) 収入金額の推計

減免申請時において把握した収入金額から推計する。

(イ) 減免基準所得金額の算出

(ア) により推計した収入金額について、次により減免基準所得金額を算出す。

a. 給与等による収入

給与、賞与、雇用保険金等の収入については、給与所得控除額に相当する額を控除し、減免基準所得金額とする。※ 添付書類の給与証明書の内容に不審な点がある場合、あるいは通常収入額より相当程度低いと判断される場合には、事業主から具体的に調査確認をすること。

- b. 各種年金による収入  
各種年金(非課税年金を含む)による収入については、公的年金控除額に相当する額を控除し、減免基準所得金額とする。
- c. 事業による収入  
事業による収入は、その必要経費相当額を控除し、減免基準所得金額とする。
- d. その他の収入  
仕送り等のその他の収入については、その収入金額を減免基準所得金額とする。なお、社会事業団体その他から臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって社会通念上収入として認定することが適当でないものは、収入として認定しないものとする。
- e. 収入として認定しないもの  
譲渡など一時的な収入は、収入として認定しない。

#### ウ 減免額及び減免期間

- a. 減免額  
所得減少に係る減免は、第1号被保険者の合計所得及び課税非課税の別並びに、第1号被保険者の属する世帯の世帯員の課税非課税の別と第1号被保険者の老齢福祉年金の受給の有無の状況に応じて、次の表に定める額とする。(この場合、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の課税非課税の別については減免基準所得金額をもって判断する。)ただし、既に納付した保険料については減免を行わないものとする。

| 課税非課税及び老齢福祉年金受給の状況                                     | 減免として定める額                 |
|--------------------------------------------------------|---------------------------|
| ・第1号被保険者及びその属する世帯員全てが市民税非課税<br>・老齢福祉年金受給有              | 条例第3条第1項第1号に規定する額の12分の1の額 |
| ・第1号被保険者及びその属する世帯員 全てが市民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 | 条例第3条第1項第2号に規定する額の12分の1の額 |
| ・第1号被保険者及びその属する世帯員全てが市民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超   | 条例第3条第1項第3号に規定する額の12分の1の額 |
| ・第1号被保険者市民税非課税<br>・第1号被保険者及びその属する世帯員のうちいずれかの者が課税       | 条例第3条第1項第4号に規定する額の12分の1の額 |

- b. 減免期間  
減免の対象となる保険料は、申請のあった日の属する月の保険料から当該年度内までの保険料について行う。

### (3) 生活困窮

#### ア 認定

第1号被保険者の属する世帯の実収入見込月額が、その世帯につき算定した減免基準生活費(生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する基準生活費(第1類、第2類及び老齢加算又は障害者加算を合算した額))の額に満たない場合で、かつ活用できる資産(預貯金にあっては別に定める額以下であること。)がない場合に生活困窮として認定する。なお、この場合の世帯とは同一生計の実世帯をいう。

#### イ 実収入見込月額の算定

実収入見込月額算出は、その世帯の総収入月額とし、収入が確実に推定できないときは前3月間の平均収入月額によって行う。

ウ 減免額及び減免期間

a. 減免額

生活困窮に係る減免適応後の額は、当該第1号被保険者に課される月割額について条例第3条第1項第4号に規定する保険料率を12で除した額に0.5を乗じた額とする。ただし、既に納付した保険料については減免を行わないものとする。

b. 減免期間

減免の対象となる保険料は、申請のあった日の属する月の保険料から当該年度内までの保険料について行う。

(4) 給付制限

ア 認定

第1号被保険者が法第63条に該当する事由で申請があった場合は、在監証明等により事実の確認を行う。ただし、該当する期間が1月に満たない場合は、給付制限と認定しない。

イ 減免額及び減免期間

a. 減免額

給付制限に係る減免は、月割額を全額免除する。ただし、既に納付した保険料については減免を行わないものとする。

b. 減免期間

減免の対象となる保険料は、申請のあった日の属する月の保険料から当該年度内までの保険料について行う。

(審査及び決定)

第4条 区長は、申請書を受理したときは、申請書及び添付書類等に基づき、減免実態調査票を作成の上、申請内容を審査し、減免の承認又は不承認を決定する。ただし、暫定期間中に、「所得減少」に関する減免の申請があった場合は、第3条第2項の減免基準を準用して減額修正を行い、当該被保険者の保険料額が確定した後に減免の承認又は不承認を決定するものとする。

(決定通知)

第5条 区長は、前条の減免の承認又は不承認の決定をしたときは、速やかに決定内容を被保険者あて通知するものとする。

2 災害損失にかかる減免において、免除期間が翌年度に及ぶ場合は、翌年度において、当該年度に係る減免の決定内容を被保険者あてに通知する。この場合においては新たな申請書の提出は必要としない。

(減免の取消し)

第6条 村長は、介護保険料の減免承認を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、承認の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 減免を承認された被保険者又はその世帯の資力、その他の事情の変更により減免が不当と認められるとき。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 川上村介護保険料減免実施要綱の概要

### ○減免の内容

条例規定については次のとおり。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により財産に著しい損害を受けた場合
- (2) 主たる生計維持者が死亡、または心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院により収入が著しく減少した場合
- (3) 主たる生計維持者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
- (4) 天災、その他これに類する理由により生計維持者の収入が著しく減少した場合
- (5) その他村長が必要と認める場合

例) 監獄等の介護保険給付制限を受ける施設への収監  
生活困窮

### ○減免内容

#### 1. 災害損失(1)

減 免 額 月割額すべてを免除。※納付済保険料に対しては減免を行なわない。

減免期間 6ヶ月間※この期間が年度をまたがる場合は、新たな申請を必要としない。

#### 2. 所得減少(2)(3)(4)

減 免 額 条例第3条第1～4号に規定する保険料額の 1/12 を基準として、決定された期間数を乗ずる。

減免期間 申請のあった日の属する月から当該年度内まで

#### 3. 生活困窮(5)

減 免 額 条例第3条第1～4号に規定する保険料額の 1/2 を基準として、決定された期間数を乗ずる。

減免期間 申請のあった日の属する月から当該年度内まで

#### 4. 給付制限(5)

減 免 額 月額保険料を全額免除する。

減免期間 申請のあった日の属する月から当該年度内まで

## 川上村介護保険運営協議会規則

### （目的）

第1条 介護保険の円滑な運営を図るため、川上村介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）高齢者保健福祉計画、川上村介護保険事業計画の進行管理に関する事
- （2）川上村における介護保険制度の円滑な運営に関する事
- （3）地域包括支援センターに関する事
- （4）地域密着型介護サービスに関する事
- （5）その他介護保険制度等に関する重要事項

### （委員）

第3条 協議会の委員は12名以内とし、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- （1）被保険者を代表する者
- （2）保健・医療・福祉に関する機関を代表する者
- （3）学識経験者
- （4）公益を代表する者
- （5）その他村長が特に必要と認める者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 協議会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （庶務）

第6条 協議会の庶務は、介護保険事務担当課において行うものとする。

### （その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

### 附 則

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 川上村地域包括支援センター設置及び事業実施要綱

### （目的及び設置）

第1条 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の39第2項の規定に基づき、地域包括支援センターを設置する。

### （位置及び名称）

第2条 地域包括支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 川上村地域包括支援センター

位 置 奈良県吉野郡川上村大字迫1335番地の7

### （事業）

第2条 川上村地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は第1条に定める目的を達成するため、法115条の38第1項第2号から第5号までに掲げる事業のほか、村長が必要と認める事業を行う。

### （利用できる者）

第3条 センターを利用できるものは、村内に住所を有する介護保険被保険者及びその家族等とする。

### （運営時間等）

第5条 センターの運営時間は、次に掲げる日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）

(4) その他村長が特に定めた日

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

川上村高齢者福祉計画及び  
第５期介護保険事業計画

発行年月 平成２４年３月

発 行 川上村

〒639-3594

奈良県吉野郡川上村大字追 1335 番地の 7

TEL 0746-52-0111